

東郷町新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

警戒レベル	レベルの目安 (町内感染者数)	種類	町民の皆様への対応
警戒レベル1	県内で 感染者発生 町内発症者0人	感染注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 新しい生活様式の実践 あいちの買い物ルールの徹底 感染情報の周知、注意喚起
警戒レベル2	町内 感染者発生 1～3人	感染警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 警戒レベル1に加え 感染情報の周知の強化 <ul style="list-style-type: none"> 注意喚起の強化 広報車による広報活動 公共施設の利用休止情報の提供 イベント等の中止・延期情報の提供
警戒レベル3	町内で一定規模 の感染者発生 4人以上	感染嚴重警戒情報	警戒レベル2の対応を強化し実施

各施設
の
問合せ先
(担当課)

- ◇ 町役場
…0561-56-0719 (安全安心課)
- ◇ 小学校・中学校
…0561-56-0752 (学校教育課)
- ◇ きらきら子ども・児童館
…0561-56-0736 (子育て応援課)
- ◇ 保育園
…0561-56-0737 (こども保育課)
- ◇ その他施設
 - ◆ 町民会館・総合体育館・町体育施設・学校体育施設
…0561-76-0030 (生涯学習課)
 - ◆ いこまい館
…0561-37-5813 (健康推進課)
 - ◆ 資源回収ステーション
…0561-56-0729 (環境課)

警戒レベル	レベルの目安 (町内感染者数)	対策内容						
		町役場	小学校・中学校	きらきら子ども(放課後子ども教室)	児童館	保育園	資源回収ステーション	その他公共施設
警戒レベル1	県内で 感染者発生 町内発症者0人	新しい生活様式の実践 感染情報の収集・広報		新しい生活様式の実践 感染情報の周知				
警戒レベル2	町内感染者発生 1～3人	警戒レベル1に加え ・ 感染状況の把握・周知 ・ 感染症対策の周知・徹底	警戒レベル1に加え ・ 感染状況の把握・周知 ・ 感染症対策の周知・徹底	警戒レベル1に加え ・ 感染状況の把握・周知 ・ 感染者の陽性確定日から 原則2週間の利用休止。 (全きらきら子ども)	警戒レベル1に加え ・ 感染状況の把握・周知 ・ 感染症対策の周知徹底 ・ 感染者の陽性確定日から 原則2週間の全児童館一般 利用休止。(放課後児童ク ラブは実施)	警戒レベル1に加え ・ 感染状況の把握・周知 ・ 感染症対策の周知・徹底	警戒レベル1に加え ・ 感染状況の把握・周知 ・ 感染症対策の周知・徹底 ・ 感染者の陽性確定日から 2週間の利用休止。 再開時の基準については、 利用休止時点の基準とする。	警戒レベル1に加え ・ 感染状況の把握・周知 ・ 感染症対策の周知・徹底 ・ 感染者の陽性確定日から 2週間の利用休止。 再開時の基準については、 利用休止時点の基準とする。
	当該施設等 で1～3人 発生	上記に加え ・ 指定箇所の消毒 ・ 庁舎閉鎖の範囲及び期間 等の決定	上記に加え ・ 該当校の消毒 ・ 該当校休校 (原則3日間。4日目以 降は感染状況及び保健所の 指示の下、決定) ・ 該当校以外 休校の有無・範囲・期間 等を決定	上記に加え ・ 該当校の消毒	上記に加え ・ 該当館の消毒 ・ 感染者の陽性確定日から 原則2週間の利用休止(一 般利用、放課後児童クラブ) ・ 該当館以外 閉鎖の有無・範囲・期間 等を決定	上記に加え ・ 該当施設の消毒 ・ 該当園を原則2週間の休園 ・ 該当園以外 休園の有無・範囲・期間 等を決定	上記に加え ・ 指定箇所の消毒 ・ 施設休止の期間等の決定	上記に加え ・ 該当施設の消毒
警戒レベル3	町内で一定規模 の感染者発生 4人以上	警戒レベル2と同様	警戒レベル2と同様	警戒レベル2と同様	警戒レベル2と同様	警戒レベル2と同様	警戒レベル2と同様	警戒レベル2と同様
	当該施設等 で4人以上 発生	警戒レベル2に加え ・ 業務縮小の範囲及び期間 等の決定	警戒レベル2に加え ・ 該当校が特定できない場 合は全校休校 (原則3日間。4日目以降 は感染状況及び保健所の指 示の下、決定)	警戒レベル2と同様	警戒レベル2と同様	警戒レベル2と同様	警戒レベル2と同様	警戒レベル2と同様 ・ 再開時の基準につい ては、新たな基準を設定する。

- ・ 国県の「緊急事態宣言」が発令された場合は、警戒レベルに関わらず、東郷町新型コロナウイルス感染症対策本部での決定又は当該本部の本部長指示により対応する。
- ・ 警戒レベルの移行及び具体的な対応内容等は、感染事例ごとの発生状況等を踏まえて、東郷町新型コロナウイルス感染症対策本部にて総合的に判断して決定する。
- ・ 町役場内各部門又は各施設における対応は、上記ガイドラインのほか、東郷町新型インフルエンザ等対策行動計画、東郷町新型インフルエンザ等対策庁内対応マニュアル(業務継続計画を含む)等に基づき実施する。
- ・ 町内感染者数については、陽性確定日から14日以内の陽性確定者をガイドラインのレベルの目安としてカウントする。